

陳 情 文 書 表 (平成25年9月4日定例会提出)

陳情第2号

速やかな取り調べの可視化(取り調べの全過程の録画)の実現を推進する意見書を採択することの
陳情書

平成25年7月29日受理

陳情者 奈良市中筋町22-1
奈良弁護士会
会長 以呂免 義 雄

当会は、貴議会に対し、平成25年2月14日付で、「速やかな取り調べの可視化(取り調べの全過程の録画)の実現を推進する意見書を採択することの請願」と題する書面を送付し、同書面に添付しました内容の意見書を採択していただきたく申し入れを行っております。

このたび、取り調べの可視化(取り調べの全過程の録画)の必要性に関する当会の意見を、可視化請願書の補充書として作成しました。

貴議会におかれても、可視化請願書の補充書を御検討の上、「速やかな取り調べの可視化(取り調べの全過程の録画)の実現を推進する決議(意見書)」を御採択いただきますよう、本書面をもって陳情いたします。

可視化請願書の補充書

1 取り調べの可視化は、なぜ必要なのでしょう。

(1) 無実の人が自白するかもしれないからです。

これまで、我が国では、多くの冤罪が生み出されてきました。厚生労働省元局長事件、布川事件、足利事件など、罪もない人が、罪を認める虚偽の自白をして、その調書が証拠となって有罪となり、長期間にわたって刑務所に服役させられてきたのは、紛れもない事実です。

昨年2012年にも、パソコンの遠隔操作による脅迫メール事件において、日本各地で男性4人が逮捕され、そのうち2人が無実であるにもかかわらず虚偽の自白をし、その調書が作成されました。

なぜ、このように罪もない人が、罪を認めるのでしょうか。虚偽の自白をするのでしょうか。

想像してください。

例えば、ある朝突然、一般人のAさんが逮捕されたらどうなるのでしょうか。

自宅や職場から、捜査官に手錠をかけられて警察署へ連行されます。取調室にいるのは、Aさんと捜査官だけです。捜査官は、Aさんが罪を犯した犯人だと思っているのですから、Aさんの言い分を聞かず、罪を認めるよう迫ってきます。Aさんが「私がやりました。」と言うまで、何度も同じ質問をしてくるかもしれません。時には大声を出したり、大人数で取り囲んで

くるかもしれません。水も飲めず、休憩もできないかもしれません。

こんな取り調べが、連日朝から晩まで20日間も続いたらどうでしょうか。取り調べが終わっても、自宅には帰れず、警察署の留置場で食事をし、就寝します。自宅では家族がAさんを待っています。職場では上司や顧客がAさんを待っています。逮捕されたことを言えないまま無断欠勤扱いになり、会社を首になるかもしれません。

そのような状態で、「罪を認めなかったら、裁判が長引いてずっと家に帰れない。認めたら、家に帰れる。」「有罪になっても執行猶予がついたら刑務所に入らなくても済む。」と言われたら、どうでしょう。無実のAさんも自白してしまいませんか。

無実であるのに罪を認める、そんな虚偽自白は、異常なものでしょうか。

いいえ、異常ではありません。虚偽自白は、逮捕され取り調べを受けるという、一般人の日常生活とはかけ離れた異常な環境に対する、正常な反応なのです。逮捕と取り調べが適正になされても、一般人にしてみれば、異常なプレッシャーを受けます。その上、もし、少しでも不適切な取り調べがなされたとしたら、だれだって、虚偽自白をしても不思議ではありません。

取り調べの可視化が実現され、取り調べの全過程が録画・録音されれば、取調室の被疑者は1人ではなくなります。取り調べの様子が、記録（DVD）に残りますから、弁護人や裁判官が被疑者のそばで取り調べを見守っているのと同じことになります。捜査官は無理な取り調べをすることができなくなります。

これまで取り調べの内容を記録するのは、供述調書という書面しかなく、その供述調書も捜査官が被疑者の言い分を聞いて、まとめて、書面にしたものに被疑者が署名指印したものでした。捜査官にとって都合のよい作文でしかなく、被疑者の言い分が正確に書かれていなかったり、ねじ曲げられてしまっていたことが多かったのです。録画・録音することにより、被疑者の言い分がそのまま記録されますから、捜査官が都合のよいように調書を作成することができなくなります。捜査官による取り調べの適正を確保し、違法・不当な取り調べによる虚偽自白を防止して冤罪を根絶するためには、取り調べの可視化が不可欠であり、これを一日も早く実現させなければなりません。

(2) 裁判を円滑・適正に進めることにつながります。

刑事裁判では、取り調べが適正であったかどうか、虚偽の自白が記載された供述調書の内容かが激しく争われることがあります。その場合、取調室は密室ですから、捜査官と被告人のいずれが本当のことを言っているか、水かけ論になりがちです。

しかし、取り調べの可視化が実現すれば、このような争いはDVDの記録を見ればすぐに判断できますし、録画・録音をすることによって違法・不当な取り調べによる虚偽自白自体が減れば、そもそも無用のものとなるのです。

特に、裁判員裁判では、裁判の時間が限られていますので、裁判員をそのような無益な争いに巻き込まず、裁判を円滑・適正に進めることが重要なのです。

2 取り調べの可視化にデメリットはあるのでしょうか。

(1) 取り調べ内容が公になることにより、被害者その他事件関係者の名誉やプライバシーが害されるおそれがあるのではないか。報復のおそれや羞恥心などから、被疑者が真実を供述する

ことをためらうおそれがあるのではないかと、という反対意見が出ていますが、録画されたDVDを適切に管理し、仮に法廷で再生される場合であっても、被疑者その他事件関係者の名誉・プライバシーに配慮すれば、そのようなおそれはありません。

(2) 全事件、全過程の録音・録画には多大な負担・コストがかかる、という反対意見がありますが、近年のデジタル録音・録画技術の発達と低コスト化により解決できる問題です。そして何より、予算の有無で、冤罪防止という重大な人権問題をおろそかにするわけにはいきません。

(3) 取り調べが緩くなり、本当の悪人は簡単に黙秘できるようになってしまっていて治安が悪化する。取調官と被疑者との人間的な信頼関係の構築を阻害し、真実を話さなくなってしまう、という反対意見がありますが、既に取り調べの可視化が先行して実施されている海外において、治安が悪化したという報告や、真実を話さなくなったという報告は一切ありません。

このように、取り調べの可視化にはデメリットはありません。

3 海外では取り調べの可視化が常識になりつつあります。

国際人権（自由権）規約委員会や国連の拷問禁止委員会が、日本政府に対して、取り調べの録画・録音を勧告しています。

また、イギリス、アメリカ、フランス、台湾など、海外では、既に取り調べの録画・録音が行われている国が多くあり、可視化による取り調べの適正化は、国際的な要請でもあります。

4 日本の現状

法務省の法制審議会は、法曹三者だけでなく学者や民間委員も加えた新時代の刑事司法制度特別部会を設置し、時代に即した新たな刑事司法制度を構築するための法整備のあり方についての調査審議を行っています。

平成25年1月29日（火）に開催された同部会の会議において「時代に即した新たな刑事司法制度の基本構想」が取りまとめられ、公表されています（詳しい内容はこちらをごらんください。http://www.moj.go.jp/keijil/keijil4_00070.html）。

現在は、同部会委員が分科会を開いて、取り調べの録音・録画を含む各問題点についてさらに詳細に議論しているところです。この議論においては、具体的にいかなる制度とするかを検討しており、取り調べの録音・録画制度を導入すること自体については、もはや異論はありません。

5 まとめ

取り調べの可視化は、我が国の急務であり、喫緊の課題です。

取り調べを適正・公正なものとし、冤罪を防止するため、現在進んでいる可視化の動きをさらに推進加速すべく、取り調べの可視化の実現を推進する意見書の採択をお願いする次第です。